34—01　ＰＵＤＴ

証拠提出に関する書類の点検と注意事項

１．　証拠方法

証拠方法とは、証拠調べの対象となる有体物をいい、文書、証人、鑑定人、当事者本人、検証物がある。

２．　証拠の提出及び撤回

(1) 原則

証拠の提出ができるのは審理の終結時までである。したがって、当事者系審判において、審理の終結後に証拠の提出の申出を採用するときには、審理を再開の上（→42—00 の２．）、相手方に答弁並びにこれに係る証拠提出の機会を与える必要がある（特施規§47 の 2①、§47 の 3①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

証拠の撤回は、証拠調べ開始までは自由に行えるが、証拠調べ開始後は、相手方当事者の同意が必要である。相手方にも有利となる証拠の撤回などについては同意を得られないこともあるので、証拠の提出においては慎重に提出証拠を選定する必要がある。なお、証拠調べ終了後は、合議体がすでに心証を得ているため撤回の余地はない。

(2) 異議申立てにおける証拠の追加・変更

特許異議の申立てについての証拠の追加・変更は、特許異議申立期間が経過する時又は取消理由の通知がある時のいずれか早い時までであれば認められる（特§115②ただし書）（→67—04）。

商標登録異議の申立てについての証拠の追加・変更は、登録異議申立期間経過後３０日までであれば認められる（商§43 の 4②ただし書）（→66—03）。

３．　証拠提出手続

審判請求書、答弁書その他審判に関して、特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない（特施規§

50①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥）。

証拠物件が文書であるときはその写し、証拠説明書等が電磁的記録で作成されている場合は、それを記録した光ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）をもって提出することができる（特施規§50⑥、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。この場合、提出する光ディスクは１枚でよい。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shoko_dvd-r.html）を参照。）

合議体は、文書、証人等、証拠の種類に応じて提出書面に不備がないか確認し、必要ならば自発補正を促すか、補正を命じる（→35―01の１．）。

なお、無効審判請求等に当たっては、審判請求書の請求の理由において、無効の根拠となる具体的事実を特定したうえ、証拠方法の欄に、当該具体的事実（立証事項）とその証拠との関係を具体的に明示して記載しなければならない（特§131②、実§38②、意§52、特施規様式62 備考8）。

４．文書

文書を証拠方法として、記載されている思想内容を証拠資料とする証拠調べを書証という。実務上、文書そのものを書証ということがある。

(1) 証拠番号

証拠文書には、提出する者が請求人、被請求人又は参加人のいずれであるかによって、甲、乙又は丙を頭に付け、提出順に第何号証と番号を付す。例えば、請求人が提出する最初の証拠文書は「甲第１号証」である。

(2) 写しの提出

文書を証拠方法として証拠の申出をする者は、文書の写しを特許庁及び相手方（参加人を含む）の数に応じた通数だけ提出する（特施規§50②、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

文書の写しは、立証に必要なページのほか、図書等の表紙、見返り表紙、奥付頁、裏表紙、背表紙等、文書を特定するのに必要な部分も提出する。これらが完備されていないときは、補正が命じられる。

(3) 原本、写し

書証の申出としての文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本（以下、本節 34―01 において「原本等」という。）でしなければならない。審判官は、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる（特施規§61 の 5、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§143）。原本は、審理後に返還を求めることができ（特施規§15）（→16―01）、その際、写しが原本と相違しないことを確認の上、写しにその旨を記録する。

実務上、原本等に代わる写し（認証のないコピー。以下本節 34―01 において同じ。）の提出による書証の申出も認められているが、写しのみをもって対応する原本の存在を認定できないときには、職権や反対当事者の申出により、口頭審理等において、原本等の提出を促すことがある。写しを提出するときは、立証事項が記載されているページのほか、当該文書を特定するのに必要な部分を提出する。

原本等が滅失しているときや、原本等が提出できずかつその存在が確認できないときなどには、特許庁に提出した写しそれ自体を証拠とすることもできる。

原本等を直接提出するか、写しの提出によって証拠である原本の存在を推認させる（原本等に代わる写しを提出する）こととするか、提出した写し自体を証拠とするかは、証拠申出者の判断による。

実務上は、おおよそ、以下のとおり扱われている。

ア 特許公報類、特許原簿、独立行政法人工業所有権情報・研修館所蔵の刊行物

原本の照合が容易にできるため、原本に代えて写しを提出すれば足りる。

イ 図書、雑誌、学会誌、カタログ等、多数頒布された文書

原本（例えば、カタログそれ自体）の提出が望ましいが、ページ数が多い等、原本の提出に支障があるとき、写しが提出されることが多い。

ウ 設計図、仕様書、注文書・納品書等取引書類

原本が現存するときには、原本（例えば、設計図それ自体）の提出が望ましい。

業務上必要がある等、原本の提出に支障があるとき、写しが提出されることがあるが、職権や当事者の申出により、原本の提出を求めることが多い。

エ 証明書等、本件請求・申立てのために作成された文書

通常は、原本の提出を求める。

(4) 刊行物

刊行物とは「公衆に対し頒布により公開することを目的として複製された文書、図画その他これに類する情報伝達媒体」をいう（最二小判昭 55.7.4（昭 53 年（行ツ）69 号））。

（刊行物とされた裁判例）

（例１）仕様書（知財高判平 21.1.28（平 20（行ケ）10180 号））

（例２）製造業者がサービス業者に配付したテクニカルガイド（知財高判平 22.6.29（平 21（行ケ）10323 号））

（例３）編地見本の実物が貼付されたカタログ（知財高判平 26.10.15（平 25（行ケ）10204 号））

(5) 翻訳文の添付

外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない（特施規§61①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤⑥、民訴規§138①）。すなわち、証拠が外国文献のときは、引用する箇所の翻訳文を必ず添付する必要がある（書証の写し、証拠説明書と同時に翻訳文を提出する）。

相手方は、この翻訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を提出しなければならない（特施規§61②、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§138②）。

(6) 証人尋問等の利用

原本等が提出できないとき、又は文書が次に掲げるもの以外のときは、文書の成立や証明内容につき明らかにするため、証人尋問の申請を併せて行うことも考えられる。

ア 頒布された日が明らかな刊行物

イ 証明事項を所管事項とする官公署の証明した公文書

ウ 施設並びに専門技術者が揃っている大学又は研究所の正式な証明書

エ その医薬が病院の施療に使用されていることが明らかなときなどにおける、その病院の正式な医療効果証明書

(7) 証拠説明書

文書の記載から明らかなときを除き、文書の標目、作成年月日、作成者、立証趣旨を記載した「証拠説明書」（様式１）を提出しなければならない（特施規§50③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。証拠説明書は、実務上、審判請求書、答弁書、弁駁書、口頭審理陳述要領書等の提出とともに提出するため、個別の書類としてではなく前記書類の添付書類として提出する例が多い。

「証拠説明書」は、特許庁及び相手方の数を提出する。

(8) 文書提出命令の申立て（特§151、実§41、意§52、商§56①、§68④、民訴§221、特施規§61の2、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§140）

文書が、特§151で準用する民訴§220に規定の文書提出義務を有する他人の所有物であるとき、当事者は、合議体から民訴§223①による提出命令を発することを求める申立て（文書提出命令の申立て）をすることができる。

文書提出命令の申立ての際には、書面により文書を特定して申し立てる必要がある。

（記載事項）

・文書の表示

・文書の趣旨

・文書の所持者

・証明すべき事実

・文書の提出義務の原因

相手方は、文書提出命令の申立てについて意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

(9) 提示文書の保管（特施規§61の3、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§141）

審判官は、文書提出命令の申立てに係る文書が民訴§220四イ～ホに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができ（特§151→民訴§223⑥）、また、必要があると認めるときは、提示された文書を一時保管することができる。

＊民訴§220四（概要）

イ　文書の所持者等が刑事訴追、有罪判決を受けるおそれがあることが記載されている文書

ロ　公務員の職務上の秘密に関する文書

ハ　弁理士、弁護士等が職務上知り得た事実で黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書

ニ　専ら文書の所持者の利用に供するための文書

ホ　刑事事件に係る訴訟に関する書類等

(10) 録音テープ等の反訳文書（特施規§61の6、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§144）

録音テープ等の反訳文書の書証の申出をした当事者又は参加人は、相手方がその録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならない（例えば、反訳書面の内容と録音テープの内容の一致を確認する際に求められる）。

(11) 文書の成立を否認する場合における理由の明示（特施規§61の7、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§145、特§151、実§41、意§52、商§56、§68④、民訴§228）

文書の成立とは、挙証者が作成者であると主張する特定人（作成名義人）の意思に基づいてその文書が作成されたということが確認されることであり、これにより文書の形式的証拠力が備わる。相手方が文書の成立を否認する場合は、その文書が偽造文書であると主張するに等しいから、その理由を明らかにさせなければならず、合議体はその結果を見て成立性を判断する。

文書の成立が認められるとしても、文書の記載事項や内容までが真実であると認められるわけではない。

(12) 筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る調書（特施規§61の8、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、特§151、民訴§229、民訴規§146）

筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない。

(13) 文書に準ずる物件（特§151→民訴§231、特施規§61の9、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§147）

図面、写真、録音テープ、ビデオテープ、下足札、手荷物の割符、界標その他

標識等は、文書とはいえないが、文字その他の符号を用いていないがそれらを作成した者の思想を表現したものである点，又は何らかの思想を表現したものではないが文字その他の符号を用いている点で文書と共通しているので、文書に準ずる物件（「準文書」という。）として、書証と同様の手続きによって取り調べる。

(14) 写真、録音テープ等（特施規§61の10、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§148）

写真、録音テープ等の証拠調べの申出をするときは、証拠説明書において、撮影、録音、録画等の対象、日時、場所並びに撮影者及び録音者（作成者）を明らかにしなければならない。なお、これらが提出されたときは、必要に応じて証拠調べにおいてテープの再生又は上映をすることがある。

(15) 録音テープ等の内容を説明した書面（特施規§61の11、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§149）

録音テープ等の証拠調べの申出をした当事者又は参加人は、審判官又は相手方の求めがあるときは、当該録音テープ等の内容を説明した書面を提出しなければならない。

相手方は、上記書面における説明の内容について意見があるときは意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

準文書として書証の申出がされた録音テープ等は、再生して証拠調べされる。その際、発言者を特定し、発言内容を明確にできるように、当該録音テープ等の内容を説明した書面を予め提出することが望ましい。録音テープ等の内容を説明した書面としては「反訳書面」が典型的であり、その内容・範囲は必要に応じて決められる。

５． 証人（→35―01）

自己が認識した過去の事実及び状態を審判廷において供述する第三者である証人を証拠方法とするときには、証人尋問を申し出る書面（証人尋問申出書（特施規§58）、審判請求書、答弁書等）において、当該証人を特定するため、氏名、職業及び住所などを明示するとともに、尋問事項書を特許庁、証人及び相手方の数に応じて提出する必要がある（特施規§58の2）。

６． 鑑定人（→35―12）

審判官の知識経験を補充するために、特別の学識経験に基づき審判廷において意見を述べる第三者である鑑定人を証拠方法とするときには、鑑定人の指定は合議体が行うので（特§151→民訴§213、実§41、意§52、商§56、§68④）、必ずしも当事者が鑑定人を指名する必要はないが、当事者が鑑定人を指名しているとき(注)、鑑定の申出書（特施規§60⑤、様式65の19、様式65の20）において、当該鑑定人を特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示する必要がある。

鑑定人の指名の有無にかかわらず、鑑定の申出をするときは、鑑定事項書を提出する必要がある（特施規§60①、⑥、様式65の21、様式65の22）。

（注） 相手方の同意が得られ、合議体も適当と認めたときには、当事者が指名した鑑定人が指定されることになる。

７． 鑑定証人

特別の学識経験により知り得た事実を審判廷において供述する第三者である鑑定証人のとき、当該尋問には証人尋問の規定が適用される（特施規§60の7）。

鑑定証人のときには、鑑定証人尋問を申し出る書面において、当該鑑定証人を特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示するとともに、鑑定証人尋問事項を記載した書面を特許庁、証人及び相手方の数の数に応じて提出する必要がある。

８． 当事者尋問

他に証拠方法がないとか、他の証拠方法だけでは十分に事実確定ができないときなどに、補充的に、自己が認識した過去の事実及び状態を審判廷において供述する当事者本人、その法定代理人、又は当事者である法人若しくは団体の代表者を証拠方法とするとき、その手続は証人尋問に準ずる（特施規§59の2、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

尋問を申し出る書面において、尋問を受ける当事者本人などを特定するため、氏名、年令、職業及び住所などを明示するとともに、当事者尋問事項を記載した書

面を特許庁、証人及び相手方の数の数に応じて提出する必要がある。

なお、参加人の場合も当事者に準じた取扱いを行うのが適当である。

９． 検証（→35―06）

(1) 審判官が五感によって直接に性状、現象を検する物件、すなわち検証物を検証するときには、検証をする場所が特許庁審判廷である廷内検証と、審判廷外である廷外検証とがある。

検証物が提出されたときには、検証が特許庁審判廷で行われることになる（廷内検証）。

検証物が提出できないものであるとき、その他必要があるときには、検証がその検証物の所在場所にて行われる（廷外検証、実地検証、又は現場検証などともいう。）。この場合には、検証を申し出る書面（検証申出書（特施規§62 実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）、審判請求書、答弁書など）において、検証物を特定するため、検証物の所在場所が明示されていなければならない。

(2) 検証の申出は、目的物である検証物を表示して行う必要があり（特施規§62、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥、民訴規§150）、検証物の提示又は送付については、書証についての民事訴訟法の規定が準用される（特§151→民訴§232①、実§41、意§52、商§56、§68④、民訴規§151）。

検証の申出をした当事者は、検証物を特定するのに必要な図面又はひな形若しくは見本を（ひな形又は見本のときは、それに図面又は説明書を添付して）特許庁及び相手方の数に応じた数だけ提出しなければならない（特施規§50②、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑥）。

(3) 検証の際には、検証の申出をした当事者が検証物について具体的に指示説明をする必要があるので、その用意があるか否かに留意する。

(4) 検証物及びそのひな形、見本などには、申出をした者が請求人、被請求人、又は参加人のいずれであるかによって、検甲、検乙、又は検丙を頭に付し、提出順に第何号証であるかを標記する。

(5) 検証の申出には、同時に行うべき証人尋問や鑑定人立会いの申出が伴っていたり、見取図や写真などが証拠として提出されたりすることが多いので、検証を行う前提として、これらの申出や提出の手続の不備についても注意する。

１０．証拠方法の採用及び補充

(1) 「証拠方法は追って提出する。」旨の申出がある場合であって、相当の期間経過後も提出がないときは、証拠方法の補充を命じることなく、そのまま審決した例もある。相当の期間とはその事件によって異なるが、１月から３月程度が普通であろう。

(2) 証拠の提出に関する補正命令に対して、相手方が応じなかったときは、手続を却下するか、又は証拠の提出を認めないで審理を進めるなど、合議体の判断するところによる。

(3) 証拠方法の補充が要旨変更となり、認められないこともある。

【様式１】【証拠説明書の見本】

証 拠 説 明 書

令和○○年○○月○○日

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

無効○○○○－○○○○○○

２　請求人

住所（居所）　　東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

氏名（名称）　　特許株式会社

代表者　　審判　太郎

３　代理人

（識別番号　　１００ＸＸＸＸＸＸ）

住所（居所）　　東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

電話番号　　０３－○○○○－○○○○

ファクシミリ番号　　０３－○○○○－○○○○

氏名（名称）　　弁理士　特許　一郎

４　証拠の説明

号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証の趣旨
甲１	ＡＢＣ００１部品図面	写し	令和○○年○○月○○日	○○社開発課特許太郎	ＡＢＣ００１部品の構造
甲２	○○社製品カタログ	原本	令和○○年○○月○○日	○○社営業部	ＡＢＣ００１部品の不特定多数への

					販売
甲３	注文伝票	原本	令和○○年○○月○○日	××社資材課	ＡＢＣ００１部品の取引状況
甲４	請求書	写し	令和○○年○○月○○日	○○社営業部	ＡＢＣ００１部品の取引状況

５　添付書類又は添付物件の目録

なし

（注）証拠（甲第１号証等）は、通常、審判請求書等、それぞれの書類の添付書類として提出される。

（改訂 R5.12）

34—01.1　ＰＵＤＴ

無効審判、特許（商標登録）異議の申立ての証拠における外国語文献の取扱い

無効審判、特許（商標登録）異議の申立ての証拠として外国語文献が提出されたが、翻訳文が添付されていない、あるいは証拠として引用した箇所に対して翻訳していない箇所があるときは、以下のとおり取り扱う。

１．　無効審判

請求の理由が不備として補正を命じ（特§133①、実§41、意§52、商§56、§68④）、応答無し等のときは、決定をもって請求を却下する（特§133③）。

２．　特許異議の申立て

申立ての理由が不備として補正を命じ（特§120の8①→特§133①）、応答無し等のときは、決定をもって申立てを却下する（特§120の8①→特§133③）（→67—04の１．）。

３．　商標登録異議の申立て

申立ての理由が不備として補正を命じ（商§43の15①→特§133①）、応答無し等のときは、決定をもって申立てを却下する（商§43の15①→特§133③）。

＜理由は以下のとおり＞

証拠が外国語文献の場合は、翻訳文を添付することとされている（特施規§61①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤⑥、民訴規§138①）。

公平性を担保し、特許（実用新案、意匠、商標）権者へ翻訳文を送付するため、翻訳文は正式な書類として提出することを求める。証拠の言語に堪能であって審理に支障がないなどの理由で看過することは、公平性の観点から適切でない。

なお、合議体は、手続の迅速を図るため、電話等により申立人・請求人、代理人に対し、翻訳文に係る補正書、上申書の提出を要請してもよい。

また、合議体は、電話により申立人・請求人、代理人に対し、正式な書類の提出に先立ち、電子メール等による翻訳文の提出を求め、これをもとに、あるいは、翻訳文の有無にかかわらず、審理を進めることができる。ただし、後日、正式な書類の提出がなかったときには、申立書・請求書を却下する。

（改訂 R5.12）